

電気通信端末機器試験事業者協議会 会則**(名称)**

第1条 この団体の名称を、電気通信端末機器試験事業者協議会と定め、英語名称を”Japan Voluntary Laboratory Association for Telecommunication Equipment”とする。

(目的)

第2条 この団体は、電気通信端末機器の試験を標準化し、技術交換を行うことにより、電気通信端末機器の品質向上に貢献するとともに、その普及を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この団体は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気通信端末機器の試験を標準化するための、他団体との交流
- (2) 電気通信端末機器の試験を標準化するための、管轄官庁等への折衝業務
- (3) 認定試験事業者申請における補助
- (4) その他この団体の目的を達成するために必要な事業

(会員の種類)

第4条 この団体の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 この団体の目的に賛同して入会したもの。但し、試験事業者を基本とし、入会の審査、一切の議決権を有する。
- (2) 準会員 この団体の目的に賛同して入会したもの。但し、試験事業者を基本とし、議決権はないものとする。
- (3) 賛助会員 この団体の趣旨に賛同し、主として作成された標準及び調査研究結果を入手するために入会したもの。但し、通信端末機器等製造会社、試験用機器製造・販売会社等の試験事業者以外の団体を基本とする。
- (4) 個人会員 通信事業に興味を示す技術者を対象とした個人

(種別)

第4条2 この団体の会議は、協議会議とする。

(入会)

第5条 この団体に入会しようとする者は、本協議会で定める所定の入会申込書にて申し込まなければならない。但し、協議会が認めたものについては、この限りでない。

2. 入会の承認は、協議会が行う。

(会費)

第6条 会員は、会費を納入しなければならない。但し、協議会が認めたものについては、この限りでない。

（会費の種類及び金額）

第7条 会費の種類及び年会費は、年度当たりそれぞれ次のとおり定める。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 正会員・賛助会員 | 10万円 |
| (2) 準会員 | 5万円 |
| (3) 個人会員 | 1万円 |

（会費の納入時期）

第8条 会員の会費は第34条に規定する会計年度ごとの年額とし、毎年度第1四半期中に一括納入しなければならない。但し、特別な申し出が合った場合においては半期毎の分割納入も可能とする。但し、協議会が認めたものについては、この限りでない。

（会費の納入方法）

第9条 会費の納入方法は、協議会が別に定める銀行への振込みとする。

（退会）

第10条 この団体を退会しようとする者は、書面をもってその旨を届け出なければならない。
2. 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

（除名）

第11条 会員が第1号の事由に該当する場合にあっては、協議会議の議決により、第2号の事由に該当する場合にあっては、協議会議の議決により、当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。
(1) 会費を1年以上納入しない場合
(2) この団体の名誉をき損し、又は秩序を乱した場合

（会費等の不返還）

第12条 会員が既に納入した会費は、これを返還しない。

（役員）

第13条 この団体に次の役員を置く。

- | | |
|---------|------|
| (1) 会長 | 1名以内 |
| (2) 副会長 | 2名以内 |
| (3) 監査役 | 2名以内 |

（役員を選任）

第14条 役員は、協議会議において選任する。選任の方法は、協議会議の議決を経て別に定める。

（役員の職務）

第15条 会長は、この団体を代表し、会務を総理する。

2. 会長は、協議会の定めるところにより、この団体を代表し、会務の執行を統括する。

3. 副会長は、会長を補佐し、日常の会務を執行し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、席次の順に従いその職務を代行する。

（役員の任期）

- 第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（役員の解任）

- 第17条 役員が次のいずれかに該当する場合は、協議会議の議決により、その役員を解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があるとき。

（分科会）

- 第18条 この団体に分科会を設ける。
2. 分科会は、電気通信端末機器の各分野における測定技術、製品技術に関する技術交換、諸資料の翻訳、他団体の情報収集とその報告およびそれらの資料作成を行う。
 3. 分科会の組織、委員の選出方法その他の運営に関する必要な事項は、協議会議の議決を経て別に定める。

（事務局）

- 第19条 この団体に事務局を設ける。
2. 事務局の運営及び職員に関する必要な事項は、協議会議の議決を経て別に定める。

（構成）

- 第20条 協議会は、第4条に定める会員をもって構成する。

（権能）

- 第21条 協議会議は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
- (1) 事業計画の決定
 - (2) 事業報告の承認
 - (3) その他この団体の運営に関する重要な事項

（開催）

- 第22条 通常協議会議は、毎月1回開催する。
2. 臨時協議会議は、次のいずれかの場合に開催する。
 - (1) 役員が必要と認めるとき。
 - (2) 会員の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

(招集)

第23条 協議会議は会長が招集する。

2. 会長は、前条第2項第2号に定める場合には、請求の日から15日以内に協議会議を招集しなければならない。
3. 協議会議を招集する場合は、構成員に対し、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面をもって、少なくとも1週間前に通知しなければならない。ただし、会長が緊急に協議会議を開催する必要があると認めるときは、この限りでない。

(議長)

第24条 協議会議の議長は、会長とする。

(定足数)

第25条 協議会議は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 協議会議の議事は、この会則で別に定める場合を除き、出席した構成員の過半数をもって決し、同数のときは、役員間の協議に基づき議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため協議会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、協議会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 協議会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 協議会議の日時及び場所
- (2) 構成員の現在数
- (3) 協議会議に出席した構成員の数又は氏名(書面による表決者及び表決の委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過

(資産の構成)

第29条 この団体の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

（資産の管理）

第30条 資産は、協議会議の議決に基づいて、会長がこれを管理する。

（経費の支弁）

第31条 この団体の経費は、資産をもって支弁する。

（予算及び収支決算）

第32条 この団体の収支予算は、毎会計年度、協議会議の議決を経てこれを定め、収支決算は、毎会計年度終了後2月以内に、その年度末における財産目録及び貸借対照表とともに、監査役の監査を経て、協議会の承認を得なければならない。

（暫定予算）

第33条 前条の規定にかかわらず、会長は、協議会議の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を作成し、収入支出することができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（会計年度）

第34条 この団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

（会則の変更）

第35条 この会則は、協議会議において正会員総数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第36条 この団体は、協議会議において正会員総数の4分の3以上の同意を得なければ解散することができない。

2. 解散のときに存する残余財産は、協議会議の議決を経て、類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

（雑則）

第37条 この会則の施行について必要な事項は、この会則で定めるものを除き、協議会議の議決を経て別に定める。